

別記様式（第二条関係）

（表）

	第 年 月 日 号 発行
身分証明書	
官職名及び氏名	
年 月 日生	
上記の者は、食品表示法第8条第3項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。	
	発行者名 印

写
真

押出スタンプ

（裏）

食品表示法抜粋
(立入検査等)
第8条 (略)

2 (略)

3 財務大臣は、第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 前3項の規定による立入検査、質問又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6～9 (略)

(権限の委任等)

第15条 (略)

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4・5 (略)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二・三 (略)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。1)
- 2 発行者は、財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所長又は税務署長とする。